

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

伊奈町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 埼玉県第2期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】保険医療課

国保運営方針では、県と市町村で共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図っていくこととしています。町といたしましても、本方針に基づき、保険税水準の統一に向け課題の解決に取り組んでいきます。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】保険医療課

国保財政の健全化を図るための取り組みは重要であると考えます。県内の統一的な方針に基づき、埼玉県とともに国民健康保険の安定的な運営に努めます。

(2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】保険医療課

平成30年度から県単位での運営となり、国保財政の健全化に向けた統一的な方針に基づき運営することになりました。そのような状況において、当町における今年度の応能割(所得割)と応益割(均等割)の比率は、約71対29で従来の応能割、応益割の割合を維持し、低所得者に配慮した税率を設定しています。また、所得が一定額以下の世帯に対し、均等割の軽減割合を7・5・2割としています。国保加入者で、納付が困難な方には、税の軽減・減免制度により対応していきます。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】保険医療課

令和4年度から未就学児に係る均等割額の5割軽減を導入していますので、現在のところ、子どもの国保税均等割負担を廃止する予定はありません。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】保険医療課

県内の統一的な運営方針である「埼玉県国民健康保険運営方針」では、国保財政の健全化を図るため、市町村は法定外繰入の解消に取り組むこととしています。本方針に基づき、県と市町村は共通認識の下、今後も国民健康保険の安定的な運営を図ります。

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】保険医療課

郵送しています。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】保険医療課

本人の希望による窓口留置以外は行っていません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】保険医療課

当町においては、資格証明書の発行は行っていません。

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相當に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】保険医療課

経済的な事情により、国民健康保険税を支払うことが困難な方には、個々の状況を伺いながら対応してきたところですが、平成30年3月に明確な基準を定めた「伊奈町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱」を策定し、同年4月より同要綱により、国民健康保険税の減免の申請・相談にも円滑に対応しています。また、国民健康保険税の減免につきましては、町ホームページ、広報等で掲載するほか、納税通知書に同封している「国保だより」にも掲載し、広く周知に努めています。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】保険医療課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する減免については、昨年度と同内容で今年度も実施予定です。

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】保険医療課

経済的な事情により、窓口での一部負担金を支払うことが困難な方には、個々の状況を伺いながら対応してきたところですが、平成31年3月に明確な基準を定めた「伊奈町国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱」を策定し、同年4月より同要綱により、一部負担金の減免等の申請・相談にも円滑に対応しています。また、一部負担金の減免等につきましては、町ホームページ、広報等で掲載するほか、納税通知書に同封している「国保だより」にも掲載し、広く周知に努めています。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】保険医療課

減免の申請にあたり、使用する様式は「伊奈町国民健康保険に関する規則」により規定したものを使用しています。申請をされる方には、減免等に際して必要事項を記入していただきます。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】保険医療課

町において申請を受理した後、内容を審査、決定する必要があるため、医療機関の会計窓口で手続きをすることはできません。

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】収税課

滞納者には、納税相談をとおして個々の生活状況を把握した上で、納税をしていただいています。その中で、生活困窮者等につきましては、必要に応じて減免制度や生活保護の手続きを関係各課へ案内するなどの対応をしています。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】収税課

滞納処分の実施につきましては、最低限度の生活保障等を考慮した上で実施しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】収税課

滞納処分の実施につきましては、財産調査や納税相談をとおして、滞納者の個別の実情を把握した上で、総合的に判断し実施しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】収税課

生活困窮者等につきましては、納税相談をおして個々の生活状況を把握した上で、必要に応じて減免制度の案内や納税緩和措置を講じています。

(7) 傷病手当金を支給してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】保険医療課

国・県の動向を注視し、適切な対応をとっていきます。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】保険医療課

国・県の動向を注視し、適切な対応をとっていきます。

(8) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】保険医療課

国保運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医、保険薬剤師を代表する委員、公益を代表するものの3区分から選出しています。委員の公募制につきましては、現在のところ導入予定はありません。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】保険医療課

適切な運営に努めていきます。

(9) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】保険医療課

当町における特定健康診査に係る自己負担はありません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】保険医療課・健康増進課

当町では、町内医療機関で、ガン検診と特定検診を同時に受診することができます。

③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】保険医療課

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、受診機会を確保するため、令和4年度においても受診期間を長く設定しています。（令和4年度実施期間：令和4年6月20日から11月30日）

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】保険医療課

個人情報につきましては、取り扱いに留意し、管理しています。

【回答】健康増進課

伊奈町個人情報保護条例に則り、個人情報の保護に努めています。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担 2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】保険医療課

窓口負担の見直しについて中止の要請をする予定はありませんが、制度改正によって必要な受診が抑制されることのないよう、2割となる方の負担を抑える「配慮措置」の内容や手続きなど、広域連合と連携を図り、丁寧な周知広報に努めます。

(2) 窓口負担 2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】保険医療課

独自の軽減措置を行う予定はありませんが、「配慮措置」の制度などについて、丁寧な周知広報に努めます。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】保険医療課

医療保険制度では、医療費の家計負担が重くならないよう、医療費が所得に応じて定められる上限額を超えた場合にその超えた額を支給する「高額療養費制度」の制度があります。

また、町では、健康状態が不明な方への支援やフレイル予防など、広域連合と連携し、所得にかかわらず、被保険者の方への保健事業の充実・強化を図っていきます。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】保険医療課

「フレイル予防等保健事業」として、フレイル（年をとって心身のさまざまな機能や活力が低下した状態）の予防に関する普及啓発等の事業を実施しています。

また、保養施設の利用助成として、年度内 2泊まで1泊あたり 1,000 円の補助を行っているほか、75歳になられる方に被保険者証を送付する際に、「75歳からの健康づくり」というリーフレットを同封しています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】保険医療課

国民健康保険の特定健康診査と同期間に、後期高齢者の被保険者の方を対象に、無料で健康診査を行っています。

人間ドックについては、年度内 1 回まで 20,000 円の補助を行い、年間を通じて実施しています。

また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が、昨年度中に 75 歳または 80 歳になられた方を対象とした無料の健康長寿歯科健診を行っています。今後も広報を通じて健診等の周知に努めています。

【回答】健康増進課

ガン検診、歯科検診の自己負担額は、医療機関への委託料金の原則 1 割としています。ただし、生活保護受給者の方は無料、70 歳以上の方の胃がん・肺がんの集団検診については自己負担はありません。

3. 地域の医療提供体制について

- (1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】健康増進課

病院の整備に関しては、埼玉県の地域保健医療計画に基づいて運用されています。町としても、医療機関の充実は必要と考えていますので、今後国、県の動向を注視したいと考えています。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】健康増進課

町だけで医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となる支援と対策を行うには、限界があります。国、県の動向を注視したいと考えています。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

- (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】健康増進課

ご要望の内容について、必要性を含め検討したいと考えています。

- (2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】健康増進課

保健所の整備に関しては、埼玉県の地域保健医療計画に基づいて運用されています。町としても、保健所の充実は必要と考えていますので、今後国、県の動向を注視したいと考えています。

- (3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】健康増進課

高齢者施設などにおいては、独自に検査を行っているところがあるようです。今後も必要性

に合わせて実施されるものと思われます。

- (4) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】健康増進課

埼玉県で無料の P C R 検査が受けられる事業を実施しています。埼玉県のホームページから実施している薬局や利用要件などの最新情報をご確認いただけます。

- (5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】健康増進課

現在、町内 1 5 医療機関にご協力いただいている。今後とも、医師会、医療機関と連携して希望するすべての方に、速やかにワクチン接種を受けていただけるよう努めています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】いきいき長寿課

介護保険料は、事業計画期間中の総給付見込み額や被保険者数及び法定負担割合から算出しますので、意図的に保険料の引き下げを行うことはできませんが、第 9 期介護保険事業計画策定にあたり、介護保険給付費等準備基金を活用し、保険料の上昇を抑制していきたいと考えています。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2021 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022 年度も実施してください。

【回答】いきいき長寿課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る特例により申請のあった件数は 5 件でした。今年度につきましても国の指針を基に実施予定です。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】いきいき長寿課

介護保険料は、継続的な介護保険制度の運営や、皆様が安心して介護サービスを受けていた大切な大切な財源となっています。現時点での、減免制度の拡充の予定はありません。ご理解いただきたいと存じます。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】いきいき長寿課

利用料の減免制度については、町独自の事業として、訪問や通所など19種類のサービスを対象に利用料の4割又は5割を軽減する事業を実施しているところです。この町単独事業での助成サービスは、令和4年度においても引き続き実施しています。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】いきいき長寿課

現段階では、町独自の対策は難しいものと考えますが、今後も国の動向を注視していきます。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】いきいき長寿課

現段階では、町独自の対策は難しいものと考えますが、今後も国の動向を注視していきます。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】いきいき長寿課

介護事業所の経営状況につきましては、大きな利用者の減少はなく、経営状況も安定しているとのことです。町としての対応策はありませんが、新型コロナウイルス感染症の状況に注視しながら、今後も情報収集・実態把握に努めます。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】いきいき長寿課

町内の介護サービス提供事業所には、感染拡大防止に活用していただくために、マスク不足の状況であった昨年4月から5月に、町で備蓄していたマスクを事業所の規模により配布しました。その後、県から提供された、マスクや使い捨て手袋、消毒液の配布も行いました。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】健康増進課

初回（1、2回目）接種及び追加（3回目）接種については、高齢者施設従事者及び医療従事者等への接種を早期に実施しています。また、基礎疾患等を有する方については、申請に基づき早期接種を実施しています。

埼玉県で無料のPCR検査が受けられる事業を実施しています。埼玉県のホームページか

ら実施している薬局や利用要件などの最新情報をご確認いただけます。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】いきいき長寿課

現在、町内には特別養護老人ホームが4施設あり、定員は419人です。近隣市と比較し、充実した状況であると考えています。

特別養護老人ホームの整備につきましては、県と協議しながら施設整備を進めていきます。また、小規模多機能型居宅介護施設は1か所あります。今計画期の中で公募の予定はありませんが、今後、情報収集を行いながら検討していきます。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】いきいき長寿課

当町においては、昨年度まで町全体を1圏域と設定していましたが、高齢者人口の増加に対応するため、日常生活圏域を1圏域から2圏域体制とし、令和4年4月に地域包括支援センターを新たに南部地域に1箇所設置しました。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】いきいき長寿課

介護現場における有為な人材確保のためには、継続的な労働環境の改善に取り組むことが重要であると認識しています。町独自の施策はありませんが、県が実施している高齢者等介護職員就労支援事業などの制度の周知を行うなど、施設からの相談等に適切に対応するとともに、国・県の動向を注視していきます。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラ一条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】社会福祉課

現在、社会福祉課をはじめとした府内関係各課において相談を受け付けており、ケースの個別の状況に合わせて対応しています。また、担当課職員が埼玉県で実施される研修に参加するなど、相談対応知識の向上に努めています。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】いきいき長寿課

保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために創設され、国民健康保険制度の保険者努力支援制度とともに、全世代型社会保障改革の大

きな柱である疾病予防・介護予防の実現や健康寿命の延伸等に向けた重要施策として位置付けられています。保険者機能強化推進交付金の廃止についての県や国への要請は考えていません。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】いきいき長寿課

保険者機能強化推進交付金の廃止等について国への要請は考えていません。

3. 障害者の人権とくらしを守る

- 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。
感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】社会福祉課

県からの配布分や町の備蓄品を元に配布を行っていきます。

- (2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】健康増進課

町では事業所等へのPCR検査の補助は実施していませんが、無症状の方については埼玉県で無料のPCR検査を実施しています。また、感染者の医療体制や入院の有無等の振り分けは県の所管となっています。

- (3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】社会福祉課

自立支援協議会において、障害者施設職員の方も参加しているため、現状の把握と解決策について研究していきます。

- (4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】健康増進課

1 8歳以上の基礎疾患有する方は、申請することで追加（4回目）接種を受けることが可能です。また、日ごろ利用されている場所での接種については、施設等の嘱託医とご相談のうえ新型コロナワクチン接種コールセンターへご連絡をお願いします。

- 2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりととした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】社会福祉課

上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターと行政を中心とし、地域生活支援拠点整備を進めしており、障害者支援施設において緊急時の居室確保事業を行っています。

また、医療的ケアが必要な方やヤングケアラーについては、個別の状況を聞き取り、関係機関と連携をし、適切な対応を心がけます。

- (2) 施設整備の充当は必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答】社会福祉課

圏域の事業所等、関係機関の協力をいただきながら体制を整備し、研究していきます。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】社会福祉課

施設利用者や特別支援学校に通う本人や親族からの声や、地域自立支援協議会など当時者のニーズを踏まえ、圏域の実情に応じた事業を検討します。

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】社会福祉課

入所施設等や障がい者数につきましては、社会福祉課において数の把握を行っています。ただし、暮らしの場を希望する方の把握につきましては潜在的な数を含め、数として把握ができるないのが実情です。本人や家族から施設入所等の相談があった場合には、施設とご家族を繋ぐ支援を継続するとともに、今後の障害者計画等策定時の参考にさせていただきます。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】社会福祉課

「8050問題」につきましては、社会全体の大きな問題となっていますが、障がい者を抱える高齢家族の問題について、上尾市、桶川市、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターとと

もに、地域生活支援拠点事業などを継続していきます。

- (3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】社会福祉課

家事援助などの居宅介護サービスについては、グループホームや入所施設の利用と重複しなければ利用可能ですが、事前の相談（サービス利用申請）が必要になります。また、生活サポート事業の利用も可能です。

4、重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】保険医療課

所得制限、年齢制限は、埼玉県と同様の基準としています（所得制限は令和4年10月から実施）。一部負担金は、導入していません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】保険医療課

令和4年10月から、現物給付の対象を埼玉県内全域へ拡充します。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】保険医療課

精神保健福祉手帳2級所持者を対象者とすることおよび精神科入院分を対象とすることについて、助成額の大幅な増加が見込まれるため、財政的に困難であると考えています。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※**脳性麻痺**をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する**二次障害**（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】保険医療課

二次障害について、医療機関へ啓発を行う予定はありませんが、重度心身障害者医療費支給制度は疾病的種類や原因を問わず、保険診療分が医療費助成の対象となります。障がいのある方が安心して医療を受けられるよう、制度を継続し、経済的負担を軽減していきます。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】社会福祉課

実施しています。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】社会福祉課

利用者1時間あたりの負担が500円になるよう、450円の助成をしています。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】社会福祉課

利用時間の拡大については、県補助金の拡充を含め、県に働きかけを行います。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】社会福祉課

利用者1時間あたりの負担が500円になるよう、450円の助成をしています。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】社会福祉課

機会を捉えて県に働きかけを行います。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【回答】社会福祉課

初乗り料金の改定を受け、令和2年度よりひと月あたりの配布枚数を2枚から3枚に増やしました。100円券の検討につきましては、近隣市町やタクシー協会の動向を踏まえ研究してまいります。なお、来年度より中～長距離の利用者について、2枚まで利用できるようにするかどうか県と協議を進めています。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入

しないようにしてください。

【回答】社会福祉課

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、福祉タクシー利用券の交付又は燃料費の助成制度を選択し利用することができます。福祉タクシーについては、介助者の方が障がい者ご本人と同乗しても利用できます。燃料費助成については、障がい者ご本人又はご本人と同居する方が所有する車両が対象となります。いずれの制度も所得制限や年齢制限はありません。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】社会福祉課

機会を捉えて県に働きかけを行います。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】社会福祉課

伊奈町地域防災計画に則り、町内特別養護老人ホーム4か所及び上尾市所在の障害者支援施設1か所を福祉避難所として指定しています。また、各福祉避難所において防災訓練を実施するなどして避難の計画を立てています。

- (2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】社会福祉課

伊奈町における避難行動要支援者の登録について、原則、町内在住の要介護認定3～5の方や障害者手帳所持者、75歳以上高齢者の世帯等を対象に個別計画登録のご案内をしていますが、日中独居や避難に不安のある方でご希望の方は、現在も登録を行っています。

また、地域支援者（区長、民生委員、社会福祉協議会等）に情報提供する個別計画には、避難所の位置等を掲載しており、有事の際の避難経路の想定ができるよう努めています。

- (3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】生活安全課

令和4年度中に防災マップの改訂を予定しており、改訂後のマップは全戸配布やホームページに掲載し、周知を図ります。

- (4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】生活安全課

福祉避難所は二次避難所として位置付けており、直接の避難はできませんが、受入対象者の調整等は今後の検討課題とさせていただきます。

- (5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】生活安全課

自宅等での避難生活者へ支援物資を配布する際は、防災行政無線やホームページ、メール等で周知するほか、地域の自主防災組織等に協力を要請します。

- (6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】社会福祉課

現在の伊奈町避難行動要支援者個別計画の情報提供先の同意事項には、民間団体等の記載が無いため、町の避難行動要支援者プラン全体を見直す必要があります。有事の際の民間団体の訪問・支援の内容や効果を考慮し検討していきます。

- (7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】健康増進課

当町では、衛生部門（健康増進課）と危機管理部門（生活安全課）を事務局とする「伊奈町新型コロナウイルス対策本部」を立ち上げ、関係各課が連携して国、県の動向を注視しながら対応に当たっています。今後も国、県、保健所とも緊密に連携を図りたいと考えています。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】社会福祉課

現在のところ、福祉関連事業者からの削減・廃止の検討については伺っていませんが、そのような声があった場合には、団体の意見や状況などを聞き取り、利用者に不利益が生じないよう努めます。

4． 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1． 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】子育て支援課

令和4年4月1日現在の待機児童数は、1人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】子育て支援課

町内の保育施設は、認可保育所(園)が8園、認定こども園が1園、小規模保育事業所が3園の計12園で、定員合計は770人です。弾力化後の入所状況は次のとおりです。

4月1日現在の入所児童数は、町外者も含めて、0歳児：50人、1歳児：131人、2歳児：155人、3歳児：147人、4歳児：134人、5歳児：132人、合計749人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】子育て支援課

町では、「第1期子ども・子育て支援事業計画」で計画した保育施設を令和元年度までに整備し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を合わせ12施設・定員合計770人を整備しました。この結果、厚生労働省基準による4月1日現在の待機児童数は、令和元年度が0人、令和2年度が0人、令和3年度が2人、令和4年度が1人となり、かなり改善が進んでいいると認識しているところです。

このような待機児童の状況でもあり、現時点におきましては、認可保育所を新たに増設する計画はありません。今後につきましては、夫婦共働きの増加などによる保育ニーズを慎重に見込み、必要に応じて施設整備等を検討したいと考えています。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】子育て支援課

育成支援児童に対する保育・療育につきましては、受け入れに努力していますが、例えば、それぞれの児童が持つ疾患や障がい及び疾患等が引き起こすアクシデントに対し、十分な対応力を持つ人材の確保や専用の保育室を設置する必要性など、財政面はもとより設備面、人材面においても困難な課題が多いため、今後の検討とさせていただきたいと考えています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】子育て支援課

現在、町内には企業主導型保育施設を除く認可外保育施設はありませんので、認可外保育施設が認可保育所に移行する計画はありません。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】子育て支援課

少人数保育は教室内の密を避けることができ、新型コロナウイルス感染症を含めた病気の感染リスクが軽減されるとともに、保育士の目が一人ひとりにしっかりと行き届くことにより怪我のリスクも減少し、安全できめ細やかな保育を実践することが可能となるメリットがあります。一方で、子ども同士の関わり合いが減少し、集団生活に慣れないという傾向もあると認識しています。

少人数保育の実現につきましては、保育スペースや人材の確保、施設の改修等が必要となります、保育士の人材不足などもあり各園への増員は難しいものと考えています。

今後も、安心安全な保育が提供できるよう、マスクの着用、手洗い、うがい、手指消毒の徹底、施設内の消毒や定期的な換気など、新型コロナウイルス感染症の感染対策を実施していくので、ご理解いただきますようお願いします。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】子育て支援課

保育士の処遇は、雇用関係の中で改善されるべきものと認識していますが、町では、処遇改善加算Ⅱの積極的活用に取り組みました。

その結果、令和2年度に引き続き令和3年度も、町内全ての私立保育園及び認定こども園が、副主任加算や部門別リーダー加算など保育士の収入引き上げに取組むとともに、保育士のキャリアアップ研修の積極的な導入など、処遇改善が図られました。

また、町で実施する、事業者指導の中で、委託料に占める人件費の割合を確認することにより、委託料が保育士の入件費等に適切に配分されるよう確認を行っています。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低いほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】子育て支援課

これまで「食材料費」は保育料に含まれていましたが、「幼児教育の無償化」により、保育料から切り離され「副食費」として自己負担していただいています。

軽減措置といたしまして、低所得階層の方は、「副食費」の負担が免除される制度があります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】子育て支援課

町では、毎月、保育施設代表者会議を開催し、各種研修会の情報提供や事故等からの安全確保のための注意喚起を行い、保育の質の向上に努めています。

また、私立の認可保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び認可外保育施設につきましては、毎年実地指導を実施し、保育の質の向上に努めています。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】子育て支援課

現在、保育所を統廃合する計画はありません。また、育児休業中であっても、退職しなければ、退園扱いとなることはありません。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40人以下」「児童1人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が 図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】子育て支援課

町では、平成29年7月に規模の適正化を行い、13クラブから16クラブとし、すべてのクラブの定員が40人以下となりました。また、令和2年度に1クラブを増設し、定員総数が620名となりました。

待機児童は出ておりませんが今後も待機児童を出さないよう「全学年」・「全入」を原則とし、運営してまいります。定員に対する登録割合の高い児童クラブにつきましては、今後の利用動向を見極め、慎重にニーズ把握を行い、増設の必要性を判断してまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化しています

が、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】子育て支援課

放課後児童支援員の処遇改善につきましては、放課後児童支援員等処遇改善等事業を活用し報酬額の底上げを実施し、さらに国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を使い更なる報酬額の向上を図っています。また、放課後児童支援員は町の会計年度任用職員のため、毎年の定時昇給があるほか社会情勢等を鑑み適宜報酬額等を見直しています。国県の補助メニューである「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、近隣市の状況を参考に検討していきます。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるよう改善してください。

【回答】子育て支援課

県事業のため回答なし

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】保険医療課

現物給付の助成対象年齢は、18歳年度末までに引き上げています。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】保険医療課

対象年齢は、18歳年度末までに拡充しています。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】保険医療課

助成の拡大につきましては、機会を捉えて県に要望を行っていく予定です。

5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家

のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】社会福祉課

生活保護制度の申請は、権利として保障されているものであり、これを町が妨げることは決してありません。町において相談対応する際には、埼玉県で作成された「保護のしおり」等を用いて、この権利について説明を行っています。また、伊奈町は保護の実施機関を埼玉県東部中央福祉事務所が所管しており、当所と連携し保護事務にあたっています。チラシ・ホームページの作成についても、当所と相談し検討していきます。

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】社会福祉課

生活保護の決定機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ確認したところ、扶養義務履行が期待できる者とできない者について、慎重な検討を行った上で、厚生労働省からの事務連絡に基づき、扶養照会について運用されているとのことです。

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報を預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】社会福祉課

伊奈町は福祉事務所を設置しておらず保護の実施機関ではないため、ケースワーク業務の外部委託に関する回答は控えさせていただきます。

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】社会福祉課

前項目同様、伊奈町は保護の実施機関ではないため、書式につきましては、当町における生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ要望していきます。

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】社会福祉課

前項目同様、伊奈町は保護の実施機関ではないため、ケースワーカーに関する回答は控えさせていただきます。

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】社会福祉課

前項目同様、伊奈町は保護の実施機関ではないため、直接的な援護方法に関する回答は控えさせていただきます。

7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】社会福祉課

生活保護制度の申請は、権利として保障されているものであり、これを町が妨げることは決してありません。町において相談対応する際には、埼玉県で作成された「保護のしおり」等を用いて、この権利について説明を行っています。

以上